

藤田仙山交流基金条例をここに公布する。

令和6年10月3日

寒河江市長 佐藤 洋 樹

寒河江市条例第22号

藤田仙山交流基金条例

(設置の目的)

第1条 藤田璋江氏からの寄附金をもって、仙台市及びその周辺自治体の住民に対し、本市の情報発信を積極的に行い、住民同士の交流を促進することにより、本市の活性化に資するため、藤田仙山交流基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金)

第2条 基金の額は1,000万円とし、追加される寄附金は、これを積み立てる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金

に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的に基づく事業の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。